知的財産基本方針

プラスグループは、知的財産権は重要な会社財産であることを認識し、その権利の保全に努めるとともに、他社の知的財産権を尊重し、侵害しないように努めていくため、基本となる考えである「プラスグループ知的財産基本方針」を制定しました。

プラスグループ知的財産基本方針

プラスグループは、「新しい価値で、新しい満足を。」との理念のもと、ユニークネスを追求し、新たな商品・サービスの提供を通じて、社会の発展に寄与します。
そして、新たな商品・サービスの提供と特許・意匠・商標などの知的財産とは切っても切り離せない関係にあることを理解し、知的財産権を管理・活用するとともに、ユニークであろうとするプラスの責任として、国際社会における他者のユニークネス、知的財産は最大限尊重します。

1　知的財産権の管理・活用
自社の知的財産権は、適切な取得・管理を行い、商品の販売、事業の展開において積極的に活用します。
また、模倣品等の、自社の知的財産権を侵害する他者に対しては毅然とした態度で臨みます。

2　知的財産の尊重
新製品の開発、新サービスの展開等の際には、必要な調査を行い、他者の知的財産権は侵害しません。

3　教育
知的財産に対する理解向上のため、社員に対する継続的な教育活動を行います。

4　推進体制
プラス全体の知的財産権の適切な取得・管理・活用のため、知的財産部門と関係部門が連携して対応を行います。